

明野廃棄物最終処分場(仮称)に係る公害防止細目規程 (案)

財団法人山梨県環境整備事業団(以下「事業団」という。)は、明野廃棄物最終処分場(仮称)に係る公害防止協定書(以下「協定書」という。)第14条の規定に基づき、次のとおり細目的事項を定めるものとする。

(管理体制)

第1条 事業団は、明野廃棄物最終処分場(仮称)(以下「処分場」という。)内に管理事務所を設け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)第21条に定める技術管理者を置くとともに、受入検査を行う職員を常駐させるものとする。

(廃棄物の受入基準)

第2条 事業団が埋立処分を行う廃棄物は、廃棄物処理法のほか別表1に定める受入基準に適合するものとする。

(受入廃棄物の事前審査等)

第3条 事業団は、廃棄物の適正処理を図るため、受入基準に適合する廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)と事前に委託契約を締結し、原則として委託契約を締結した排出事業者以外の搬入を認めないものとする。

2 事業団は、前項の委託契約を締結するに際し、排出事業者から契約申込書及び次に掲げる書類を提出させるものとする。

一 廃棄物物性・安全データシート

二 廃棄物溶出試験等成績書(汚泥等)

三 搬入車両の車検証の写し

四 委託運搬の場合は、委託業者の廃棄物収集運搬業の許可証の写し

五 その他廃棄物の特定のため必要と認める書類

3 事業団は、前項の規定により提出された書類を審査し、受入基準に適合した廃棄物のみを、埋立処分を行う廃棄物として特定するものとする。

4 廃棄物の特定のため必要があると認めるときは、現地調査を行い、排出工程、廃棄物の性状及び有害物質の使用状況を確認するとともに、埋立処分を行う廃棄物についてはその試料の採取を行い、溶出試験等を実施するものとする。

(営業日及び受付時間等)

第4条 処分場の営業日及び受付時間等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで(休業日を除く。)
- 二 受付時間 午前9時から11時30分まで及び午後1時から4時まで
- 三 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(搬入車両規制)

第5条 廃棄物を搬入する車両(以下「搬入車両」という。)の処分場への入場又は退場の経路は、別紙経路図のとおりとする。

2 事業団は、搬入車両を登録するものとし、原則として登録した搬入車両以外の車両による搬入は認めないものとする。

3 事業団は、搬入車両の運転管理者及び運転者に、事業団が実施する運転者講習会を受講させるものとし、その受講者以外の者が運転する車両による搬入は認めないものとする。

4 事業団は、搬入車両が処分場から退場するに際し、当該車両のタイヤ等に付着した泥等により、処分場外の道路等を汚さないよう洗車施設を設置し、当該車両には必ずその施設を使用させるものとする。

(廃棄物の搬入管理)

第6条 事業団は、廃棄物を受け入れるに当たって、受付の時点及び埋立地への搬入の時点で目視検査を行うとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うものとし、委託契約に記載された事項と相違する事実が判明したときは、その搬入を認めないものとする。

2 事業団は、第3条第3項で特定した廃棄物を、原則として他の廃棄物と混合して搬入させてはならない。

3 事業団は、処分場の出入口にゲートを設置し、一日の作業が終了した後、閉鎖するものとする。

(緊急時等の受入)

第7条 事業団は、第2条から前条までの規定にかかわらず、天災その他やむを得ない事由により廃棄物を埋立処分しなければならないときは、北杜市(以下「市」という。)と協議の上、受け入れることができるものとする。

(埋立後の覆土の方法)

第8条 事業団は、廃棄物の飛散を防止するため、一日の埋立作業を終了した後、覆土を行うものとする。

2 事業団は、埋立処分を行った廃棄物の各層の厚さを3m以下とし、中間覆土を0.

5m以上行い、最終覆土を1m以上行うものとする。

(環境モニタリングの実施等)

第9条 事業団は、放流水等の水質検査等の環境モニタリングを別表2から別表11までに定めるとおり実施し、定期的に、その結果を市に報告するものとする。

2 事業団は、前項の調査結果に異状を認めたときは、直ちに山梨県(以下「県」という。)及び市に通報するとともに、その原因を究明して必要な措置を講ずるものとする。

3 事業団は、前項の場合において、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、直ちに地域住民に周知するものとする。

(天災等の安全対策)

第10条 事業団は、天災等により、地域住民に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに処分場への廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとし、県及び市により必要な措置が適確に講じられたと認められるまでの間、廃棄物の受け入れを行わないものとする。

(立入調査等)

第11条 事業団は、協定書第8条に規定する立入調査において、市の職員等から請求があったときは、廃棄物その他の試料の採取を認め、及び必要に応じて施設の維持管理に関する資料の閲覧を行わせ、又はその写しを提供するものとする。

(苦情処理等)

第12条 苦情等については、管理事務所に窓口を設置し、必要に応じて関係機関と連絡調整を図りながら、迅速かつ適切に対応するものとする。

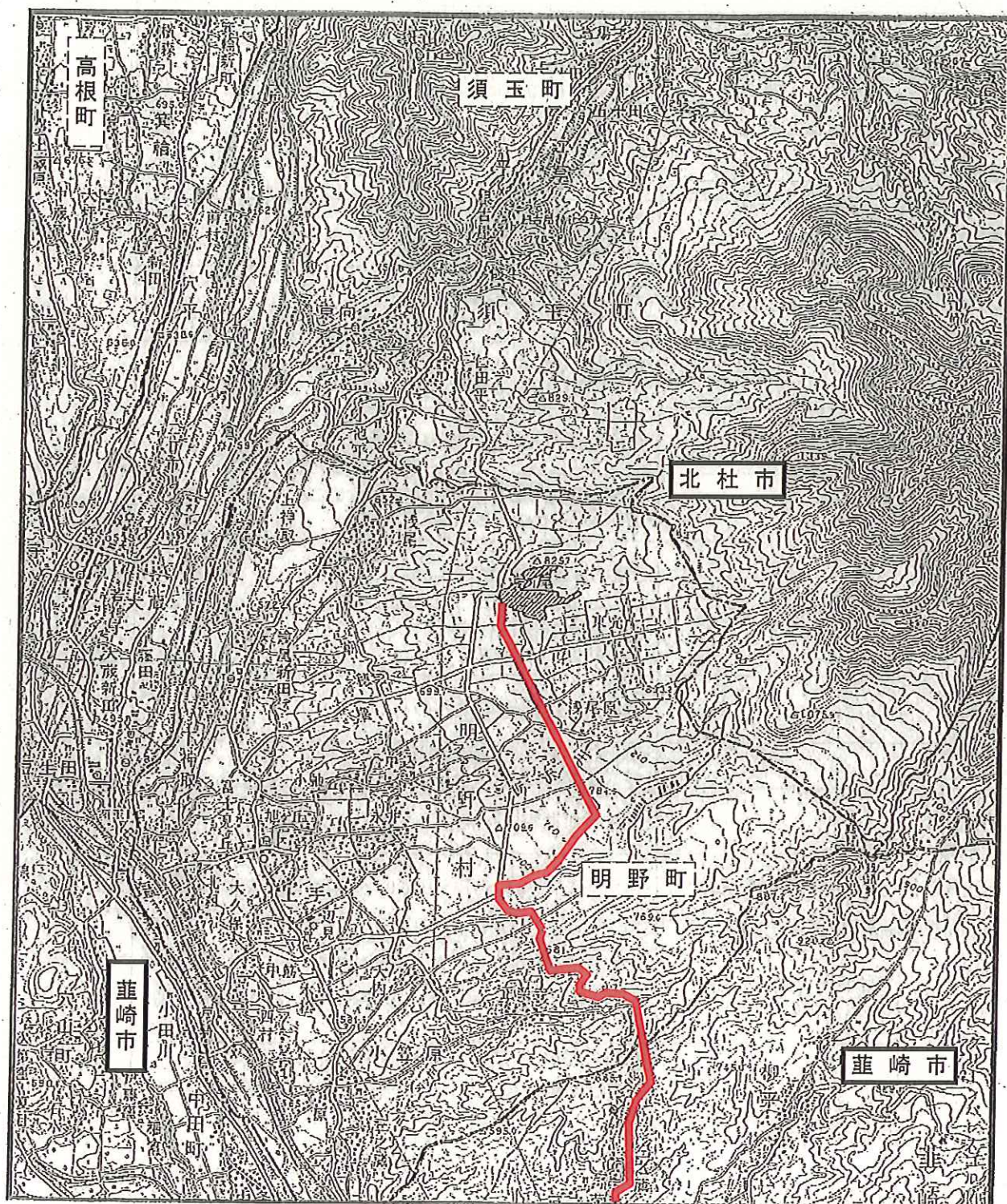
(情報公開)

第13条 協定書第11条に規定する各種測定結果及び受入廃棄物の状況の記録の公表は、管理事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(浸出水処理施設の運転期間)

第14条 事業団は、廃棄物処理法の規定による廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けるまでの間、浸出水処理施設の運転を行うものとし、当該施設の運転を停止する時期については、市と協議の上、定めるものとする。

別紙 経路図



搬入路

別表1 廃棄物の受入基準

共通受入基準	
著しい ①発色性 ②発泡性 ③悪臭 ④飛散性 ⑤火気及び発火性 を有しないもの	
個別受入基準	
廃プラスチック類	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
ゴムくず	・最大径が概ね15cm以下 ・中空状態でないもの
金属くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの ・廃石膏ボードについては、飛散防止措置を講じたもの
がれき類	・最大径が概ね30cm以下 ・中空状態でないもの
燃えがら(熔融固化物に限る。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと
汚泥(し尿処理汚泥を除く。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・含水率が85パーセント以下
紙くず	・飛散防止措置を講じたもの
木くず	・最大径が概ね1m以下 ・中空状態でないもの
繊維くず	・飛散防止措置を講じたもの
鉱さい	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと ・最大径が概ね30cm以下
動植物性残さ	・最大径が概ね30cm以下
上記産業廃棄物のうち建設系混合廃棄物	・選別等により資源化物を採取した後の分別不能物であること
上記産業廃棄物のうち石綿廃棄物	シート等で覆い、外界と遮断すること
石綿含有産業廃棄物 (非飛散性のもの)	・やむを得ない場合を除き、非破壊で搬入すること ・概ね10cm以下に裁断されているものは、丈夫な袋等で梱包すること
廃石綿等 (飛散性のもの)	- 次のいずれかの飛散防止措置が講じられていること ・厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等に、空隙のない密封状態で二重梱包されていること ・コンクリート等により固形化されていること
一般廃棄物焼却灰等(熔融固化物限る。)	・溶出試験結果が判定基準を超えないこと

* 溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境省告示第13号)による。

* 判定基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)による。